

「独立行政法人労働者健康福祉機構契約監視委員会」の審議概要について

【お問い合わせ先】

独立行政法人労働者健康福祉機構
本部監事室（契約監視委員会事務局）
連絡先 044-556-9875

第1回独立行政法人労働者健康福祉機構契約監視委員会が、当機構本部第1会議室において平成22年1月25日（月）に開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、閣議決定3.(1)の平成20年度に締結した契約で、競争性のない随意契約656件、及び一者応札・応募となった契約1,302件、並びに、平成20年度末時点で継続している平成19年度以前に締結された複数年契約で、競争性のない随意契約44件、及び一者応札・応募となった契約48件について点検・見直しの審議を行った。

閣議決定3.(2)の、平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件60件について点検・見直しの審議を行った。

第1回独立行政法人労働者健康福祉機構契約監視委員会（概要）

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 平成22年1月25日（月）10：00～15：00 |
| 場 所 | 労働者健康福祉機構本部 第1会議室 |
| 委 員 | 阿部正浩（獨協大学経済学部教授） 田極春美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 竹内啓博（公認会計士） 小池廣治（独立行政法人労働者健康福祉機構監事） 京谷康雄（独立行政法人労働者健康福祉機構監事（非常勤）） |

| | |
|-------------|--|
| <p>審議対象</p> | <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)における 3.(1)及び3.(2)</p> <p>閣議決定 3.(1)とは、 平成 20 年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約。 平成 20 年度末時点で継続している平成 19 年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約。</p> <p>閣議決定 3.(2)とは、 平成 21 年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件。 平成 21 年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件。</p> |
| <p>議事概要</p> | <p>1. 事業概要及び現在の契約状況等について 機構から、事業概要、機構の現在の契約状況、随意契約の見直しに関するこれまでの取組状況等を説明。</p> <p>2. 担当部局から、審議に当たっての事前説明を行い、委員会における審議方法について了承を得た。 (審査対象件数) 閣議決定 3.(1) 2,050 件、 3.(2) 60 件 の合計 2,110 件を対象。 (審査方法) 件数が多いことから、契約種別ごとにその改善方策を区分。各委員から承認を得て、審議案件の選定委員である竹内委員により、全対象件数から、整理した区分単位で代表例を選定。 竹内委員から選定に際してのポイントを説明。</p> <p>3. 審議 (1) 担当部局から、各審議案件についての概要説明。 (2) 委員からの意見・質問に対する担当部局からの回答等。</p> <p>4. 今後の委員会開催スケジュールを調整</p> |

審議概要

1. 選定ポイント

病院関係の契約を主とし、機構業務全般からも選定施設別にみて対象契約件数の多い施設
会計検査院及び当機構監事室等から指摘を受けた契約改善方策別に取り纏めた区分の中で高額な契約

2. 審議案件（上記1に基づき代表例として19件を選定）

平成20年度締結の競争性のない随意契約・・・5件
平成20年度締結の一方応札、一方応募の契約・・・8件
平成19年度以前からの複数年契約で競争性のない随意契約・・・・・・・・・・3件
平成19年度以前からの複数年契約で一方応札、一方応募の契約・・・・・・・・・・2件
その他 平成21年度契約締結予定案件・・・・1件

3. 審議結果

(1) 平成20年度に締結した競争性のない随意契約、平成20年度末時点で継続している平成19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約について

随意契約を締結しているものについて、当機構の会計規程及び会計細則に準拠したものとなっているかなど、随意契約の妥当性及び予定価格の算定方法、競争入札への移行手法等について点検を実施した結果の主な意見は、以下のとおり。

現在、随意契約を締結しているものを、競争入札へ移行した場合、特定の者のみが入札が懸念されるものがあることから、医療安全面等に配慮しながら、まずは、事前確認公募を実施し、競争性の確保の検証を行う。なお、検証の結果、応募者が複数者いた場合は一般競争入札を実施すること。

より適正な予定価格の算定に向け、他業者も含めた価格を参考に設定するとともに、引き続き施設間の契約情報の共有化に努めること。

(2) 平成 20 年度に締結した一者応札・応募となった契約、平成 20 年度末時点で継続している平成 19 年度以前に締結された複数年契約で一者応札・応募となった契約。

一者応札に係るアンケート調査により、契約の競争性、公平性の確保の観点から、入札公告から開札までの期間及び開札から業務執行までの十分な期間が確保されているか。また、新規参入業者に配慮し、より具体的な業務内容を記載した仕様書となっているか等についての点検を行った結果を取り纏めた。主な改善方策は、下記のとおり。

早期の入札公告に努めるとともに、入札公告から開札までの期間、開札から業務執行までの期間は十分に確保すること。

仕様書においては、より具体的な業務内容の記載に努めること。

予定価格調書の作成に当たっては、適正な予定価格の策定に向け、引き続き施設間の契約情報の共有化に努めること。

< 委員からの主な意見・質問に対する回答 >

1 . 質問及び回答

Q 予定価格の策定に当たっては、他業者の価格の情報収集が重要では。

A 各労災病院の契約締結情報を取りまとめ各労災病院に情報提供し、情報の共有化を図っている。また、各病院においても当機構以外の病院の情報収集にも努めている。

Q 最適な調達のためには緊急の場合や、定期調達の場合の情報をよく整理しその情報を共有したほうが良いのではないか。

A 最適な調達に向け比較を行うなど取り組んでいきたい。

Q 随意契約をどの様に見直しするのか。

A 例えば、特に、医療機器の保守は、医療安全面から一般競争入札を実施しても当該業者以外の入札への参加は厳しい状況にある。したがって、競争性の確保に向けた、今後の随意契約見直し手段の一つとして、保守が可能な業者の有無を確認するため事前確認公募を実施することを考えている。

Q 予定価格調書の算出根拠が不明確なものがあるが。

A 予定価格調書の策定に当たっては、今後より一層の算出根拠の明確化を図ること等により、更なる適正な予定価格の策定に努めていく。

Q 1者応札に係る業者へのアンケートは、個々の契約に係る調査か。

A アンケート調査は、入札説明書を取りに来たが応札しなかった業者及び当該入札と同種の業者で入札に参加しなかった業者を対象にしたものであり、忌憚の無い意見を集める観点から、回答業者が特定できないよう、個々の契約案件とはせず、契約種別ごと及び無記名方式としたものとしている。

いずれにしても、アンケート調査の実施により、

- ・入札の公告期間が短い
- ・開札から業務開始までの期間が短く人員確保等の体制が間に合わない
- ・業務実績及び資格要件が厳しい
- ・仕様書の内容をもう少し具体的に分かりやすく

などの意見もあったことから、これらを踏まえた改善方策を取り纏め、その徹底を図っているところである。

2. 意見

- ・ 公募方式への見直し等、自ら改善することとした事項の確実な実施をお願いする。
- ・ 次回の入札に当たっては、対応できる業者の有無を確認するために公募を行うということであるが、改善方策としては適切であると判断する。
- ・ リース期間満了後の計画を今から再リース契約と決めず、新規に更新した場合の費用対効果も検討してみてもどうか。

